

令和元年（納）第 29 号

課 徴 金 納 付 命 令 書

東京都足立区中央本町一丁目 2 番 11 号

本町化学工業株式会社

同代表者 代表取締役 《 氏 名 》

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙 1 中の用語のうち、別紙 2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙 2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

本町化学工業株式会社（以下「本町化学工業」という。）は、課徴金として金 3 2 8 3 万円を令和 2 年 6 月 2 3 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

本町化学工業は、別添令和元年（措）第 10 号排除措置命令書（写し）記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙 1 記載の粒状活性炭（以下「特定粒状活性炭」という。）について、供給予定者（自社の粒状活性炭を供給すべき者をいう。以下同じ。）を決定し、供給予定者が同排除措置命令書（写し）の別表 1 の名宛人目録番号 1 の本町化学工業を介して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 本町化学工業は、特定粒状活性炭の卸売業を営んでいた。

イ 本町化学工業が前記 1 の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成 26 年 2 月 20 日以前であると認められる。また、本町化学工業は、平

成29年2月21日以降、当該違反行為を取りやめており、同月20日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、本町化学工業については、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成26年2月21日から平成29年2月20日までの3年間となる。

ウ 前記実行期間における特定粒状活性炭に係る本町化学工業の売上額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙3記載の物件に係る32億8368万7200円である。

(2) 本町化学工業は、前記実行期間を通じ、資本金の額が1億円以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営んでいた者である。したがって、本町化学工業は、独占禁止法第7条の2第5項第2号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者である。

(3) 本町化学工業が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項及び第5項の規定により、前記32億8368万7200円に100分の1を乗じて得た額から、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された3283万円である。

よって、本町化学工業に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年11月22日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙 1

近畿地区に所在する地方公共団体が入札の方法により発注する，下表「施設名」欄記載の高度浄水処理施設向けの粒状活性炭

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
1	柴島浄水場	大阪市
2	豊野浄水場	大阪市
3	庭窪浄水場	大阪市
4	泉浄水所	吹田市
5	守口市浄水場	守口市
6	中宮浄水場高度浄水施設	枚方市
7	庭窪浄水場	大阪広域水道企業団
8	万博公園浄水施設	大阪広域水道企業団
9	村野浄水場	大阪広域水道企業団
10	尼崎浄水場	阪神水道企業団
11	猪名川浄水場	阪神水道企業団

別紙 2

番号	用語	定義
1	近畿地区に所在する 地方公共団体	別紙 1 の表の「『施設名』欄記載の施設に対応する 地方公共団体名」欄記載の地方公共団体
2	入札	一般競争入札又は指名競争入札
3	高度浄水処理施設	凝集沈澱，急速ろ過等の処理に加えて，オゾンと 粒状活性炭による処理を行う浄水処理施設
4	自社の粒状活性炭	別添令和元年（措）第 10 号排除措置命令書（写し）の別表 1 の名宛人目録記載の 8 社及び別表 2 記載の 3 社から，本町化学工業を除いた 10 社のそれぞれが，自社の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭（同別表 1 の名宛人目録番号 5 の幸商事株式会社にあつては，《A》株式会社の名称，銘柄，品番，商標等を付した粒状活性炭）

別紙 3

課徴金算定対象物件一覧

番号	地方公共 団体名	物件名	特定粒状活性炭を使用 する施設の名称	入札書 提出期限日等
1	大阪市	粒状活性炭（柴島 浄水場） 買入	柴島浄水場	平成26年 9月19日
2	大阪市	粒状活性炭（豊野 浄水場） 買入	豊野浄水場	平成26年 9月19日
3	大阪市	粒状活性炭（庭窪 浄水場） 買入	庭窪浄水場	平成26年 9月19日
4	大阪市	粒状活性炭（庭窪 浄水場） 買入	庭窪浄水場	平成27年 8月26日
5	大阪市	粒状活性炭（豊野 浄水場） 買入	豊野浄水場	平成28年 9月9日
6	吹田市	粒状活性炭の購入	泉浄水所	平成25年 9月26日
7	吹田市	粒状活性炭の購入	泉浄水所	平成26年 5月23日
8	吹田市	粒状活性炭の購入	泉浄水所	平成27年 8月18日
9	吹田市	粒状活性炭	泉浄水所	平成28年 7月14日
10	守口市	粒状活性炭入替業 務委託	守口市浄水場	平成26年 1月15日
11	守口市	粒状活性炭入替業 務委託	守口市浄水場	平成26年 11月10日
12	守口市	粒状活性炭入替委 託	守口市浄水場	平成27年 12月10日

番号	地方公共 団体名	物件名	特定粒状活性炭を使用 する施設の名称	入札書 提出期限日等
13	枚方市	高度浄水施設粒状 活性炭入替整備委 託	中宮浄水場高度浄水施 設	平成25年 10月7日
14	枚方市	高度浄水施設粒状 活性炭入替整備委 託	中宮浄水場高度浄水施 設	平成26年 7月7日
15	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（庭窪 浄水場及び万博公 園浄水施設高度浄 水処理用）の購入	庭窪浄水場 万博公園浄水施設	平成25年 7月3日
16	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（村野 浄水場高度浄水処 理用）の購入	村野浄水場	平成25年 7月3日
17	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（庭窪 浄水場及び万博公 園浄水施設高度浄 水処理用）の購入	庭窪浄水場 万博公園浄水施設	平成26年 4月8日
18	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（村野 浄水場高度浄水処 理用）の購入	村野浄水場	平成26年 6月27日
19	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（庭窪、 万博用）	庭窪浄水場 万博公園浄水施設	平成27年 6月26日
20	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（村野 用）	村野浄水場	平成27年 6月26日
21	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（庭 窪・万博用）	庭窪浄水場 万博公園浄水施設	平成28年 6月24日

番号	地方公共 団体名	物件名	特定粒状活性炭を使用 する施設の名称	入札書 提出期限日等
22	大阪広域 水道企業 団	粒状活性炭（村野 用）	村野浄水場	平成28年 6月24日
23	阪神水道 企業団	粒状活性炭 1,341 m ³	尼崎浄水場 猪名川浄水場	平成26年 3月25日
24	阪神水道 企業団	粒状活性炭 1,099 m ³	尼崎浄水場 猪名川浄水場	平成27年 3月24日
25	阪神水道 企業団	粒状活性炭 1,084 m ³	尼崎浄水場 猪名川浄水場	平成28年 3月25日